

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
独立行政法人日本学生支援機構 生成AI利用環境構築・導入業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.19	株式会社FIXER 東京都港区芝浦1-2-3	1010401084788	本件企画競争による公募において、1者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価点が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	12,117,600	-	-				企画競争
官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム【大学生等対象】2026年度夏季事後研修の実施に係る研修施設及び宿泊施設等の賃借	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.6	株式会社マックスパート 東京都中央区晴海3-8-1	3010001243627	本件は、参加者の有無を確認する公募を実施したところ、公告期間中に他者からの参加意思確認書の提出がなかったことから、本機構会計規程16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,641,200	-	-				公募
「2026年度外国人学生のための進学説明会」の実施会場の提供(大阪会場)	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.9	京阪建物株式会社 大阪府中央区大手前1-7-31	2120001077602	本件は、参加者の有無を確認する公募を実施したところ、公告期間中に他者からの参加意思確認書の提出がなかったことから、本機構会計規程16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	2,640,000	-	-				公募
「2026年度日本留学フェア(韓国)」ソウル会場に係る会場賃借	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.10	COEX 513,Youngdong-daero Gangnam-gu,Seoul, Korea		本フェア実施に当たり、本機構が指定する会場の要件を満たしており、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	5,155,365	-	-				随意契約 (外国での契約)
韓国事務所賃貸借契約	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.17	又醒開発株式会社 ソウル特別市鍾路区粟谷路84(雲泥洞98番地の78)		本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	3,549,676	-	-				随意契約 (外国での契約)
2026年度日本留学フェア(インドネシア)のジャカルタ会場に係る会場賃借	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R8.2.24	PT. Kartika Chandra Gemilang Jl. Jend. Gatot Subroto Kav.37, Jakarta 12950		本フェア実施会場には、現地での認知度が高いこと、参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有しており、交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接している等の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	5,077,866	-	-				随意契約 (外国での契約)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。